

高山市上下水道事業管理規程第 1 号

高山市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

高山市長 田 中 明

高山市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

高山市上下水道事業会計規程（昭和４７年高山市水道事業管理規程第１３号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（支出伝票の発行） 第２３条 （略） <u>（繰替払）</u> 第２３条の２ <u>地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の８第３号の規定により経費の支払で当該現金を繰替使用することができる経費及び収入金は、高山都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程（令和２年高山市上下水道事業管理規程第号）の規定により受益者に交付する納期前納付報奨金及び当該下水道事業受益者負担金の収入金とする。</u> （資金前渡、概算払及び前金払） 第２４条 （略）	（支出伝票の発行） 第２３条 （略） <u>（概算払をすることができる経費）</u> 第２４条の２ <u>地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。）第２１条の６第５号の規定により概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。</u> ① 委託費 ② 非常災害のため即時支払を要する経費 ③ 損害賠償金 <u>（前金払をすることができる経費）</u> 第２４条の３ <u>令第２１条の７第８号の規定に</u>

(つり銭資金) 第24条の2 (略)	<u>より前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。</u> (1) <u>訴訟費</u> (2) <u>上下水道事業において行う工事に関連して買収する土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条各号に掲げる権利で、同法による登記の嘱託に必要な添付書類を取得したものに限る。）の代価</u> (3) <u>保険料</u> (4) <u>契約に基づく賃借料</u> <u>(繰替払)</u> <u>第24条の4 令第21条の8第3号の規定により経費の支払で当該現金を繰替使用することができる経費及び収入金は、高山都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程（令和2年高山市上下水道事業管理規程第5号）の規定により受益者に交付する納期前納付報奨金及び当該下水道事業受益者負担金の収入金とする。</u> (つり銭資金) 第24条の5 (略)
----------------------------------	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。